



公 告

レーザー研究棟南側歩道整備工事について、次のとおり一般競争入札を行います。

1. 工事内容

(1) 工事名 レーザー研究棟南側歩道整備工事

(2) 工事場所 埼玉県和光市広沢2-1

工事概要 レーザー研究棟南側にある既存の歩道を舗装し、東側出口にスロープ・階段などを設置し、整備する工事である。

土木工事項目

- ・歩道 インターロッキング舗装…約 140 m²
- ・縁石 歩車道境界ブロック…約 30m
- ・擁壁 現場打ちL型擁壁(H750～1,250)…約 16m
- ・階段 現場打ち小階段(W=2.0)…5段
- ・その他 マンホール高さ調整…5か所、植栽
- ・撤去 歩車道境界ブロック…約 30m、擬木階段(W=2.0)…4段

電気設備工事項目

- ・屋外照明器具設置…8か所

(3) 工期 平成23年2月1日から平成23年3月31日

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 独立行政法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 独立行政法人理化学研究所又は文部科学省において平成21・22年度における「土木一式」の競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人理化学研究所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)競争参加資格の認定が「土木一式」のB、C又はD等級であること。

(3) 平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

①歩道におけるブロック系舗装工事の実績。

②屋外照明器具設置工事の実績。

なお、上記二要件は1の工事において同時に満たすことを要求するものではない。

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)上の「土木工事業」につき、許可を有して営業年数が3年以上であること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できる者であること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

② 配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準じる者であること。この場合には、同資格証及び同修了証の写しを提出すること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日か

ら入札の時までの期間に、関東地区において独立行政法人理化学研究所の工事請負契約に係る指名停止等を受けていないこと。

(7) 競争参加資格を有していない者の参加

上記(2)に掲げる競争参加資格を有していない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、平成22年12月20日(月)15時00分までに一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出し、平成23年1月13日(木)の確認通知日までに資格認定を受けていなければならない。

3. 申請手続等

当所は、競争参加希望の者に対し、競争参加資格を確認するため、競争参加希望者から申請書及び資料の提出を求める。

(1) 申請関係配布資料の交付期間

交付期間 平成22年12月17日(金)から平成23年1月7日(金)

理研ホームページ「調達情報」を参照のこと。<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/>

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出書類 申請書(競争参加資格確認申請書)、及び資料(技術確認資料)

提出期限 平成23年1月7日(金)17時00分まで

場 所 埼玉県和光市広沢2番1号

独立行政法人理化学研究所契約業務部契約第2課 電話 048-462-1546 小林

方 法 持参

(3) 確認通知

申請書及び資料の提出者に対し、競争参加資格を確認し、文書により通知する。競争参加資格が確認されなかった者に対してもその旨を同様に通知する。

通知日 平成23年1月13日(木)予定

4. 落札者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

日 時 平成23年1月31日(月)10時00分

場 所 独立行政法人理化学研究所 研究本館 3階会議室(335/337号室)

(2) 落札者の決定方法

当研究所が定める予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする(落札者がいないときは、必要に応じて再度入札を繰り返し行うことがある)。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。また、入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

(4) 詳細は入札説明書による。

以上